

一 日 會社側は第十七工場の作業開始以來工員の入場に慮心しつゝ、ありしが入場者漸次増加し本日迄の入場工員合計二一九名を算するに至つた。尙會社は前述の如く解雇辭令を發送したるが返送を慮つて本日夫々工場入口に解雇者の氏名を掲示し、一面解雇理由書を近接町村長等に送附し別に在郷軍人會、青年團、消防組等に挨拶状を、解雇を免れたる工員一般には切崩状を、第十七工場工員には狩出状を、各得意先には言辭状を、各株主には報告書を郵送し、或は「危険なる羊の群」なる印刷物を配布した。

町長茂木要右衛門氏は町内有志を消防組集會所に招致し爭議對策に就き協議し、此際消工會は總體に現金制度を採用すること及び消防組は秋期演習稼行の名下に各部交替に出動することを決議した。

二 日 爭議團に於ては今回會社の爲せる突然の大威首を以て不當となし協議の結果辭令全部を取纏め會社に返送すべく交渉委員寺田源太郎氏外四名は會社を訪問關根工場主任等と會見右辭令を突返した。且つ本日より訪問部員を増員して各町村在郷軍人會、消防組、青年團等に對し此際會社側に應援策動せざる様諒解運動を開始し聲明書を發表した。一面本部に臨時總會を開催竹槍事件及び經過等に就き報告し並に將來の運動方針に關し考究した。

三 日 爭議團に於ては各委員會集會所に其の家族を集合せしめ全幹部出動して夫々爭議經過並に解雇辭令拒絶等に就き詳細なる説明を爲したる上、會社の切崩に對し誘惑されざる様にとの注意を與へた。且つ竹槍問題に對する各方面の疑惑を除くべく長文の聲明書を印刷附近町村一帯に配布した。

四 日 野田町在郷軍人會に於ては幹部會を開き爭議對策の協議を爲した。

五 日 第十七工場の入場工員本日迄の合計三〇七名外に雜役夫五〇名店員二九名總計三八六名にして目下毎日千五百程の出荷を爲し得る状態である。

爭議發生以來休業中なりし會社小賣部は本日より營業を開始した。

爭議團に於ては擴大委員長會議を召集し今後の對策に付協議を重ね且爭議の徒に永引くは勞資双方の不利なるに付可及的解決を促進せざるべからずと爲し聲明書を發表すると共に、之が實行方法として野澤兼吉氏外四名の交渉委員を擧げ各重役私宅訪問を開始した。

七 日 午前八時三十分第三工場の作業開始。

會社は徹底的に勞働組合を切崩すべく第三回目の切崩状を一般罷業工員に發送した。

爭議團に於ては會社側の感情的なる積極的行動に對し進んで之に對抗するに爭議を深刻化せしめ不利に導くものと爲し對策理事會を開き關東同盟より來援中の土井直作氏をも加へて協議し當分消極的態度を執り會社側の沈靜を俟つて再び積極的運動を開始すべく決議したるが、一面會社側の切崩運動に對しては郵便に依るものは委任状を作製し郵便局より一括して爭議團本部に配達せしめ、可成各團員の手に配達せしめざる様にし、又戸別訪問に依る切崩に對しては各所に見張りを出して之が防止に努めることとなつた。

委任状

此度小岩井相助氏を部理代理人と定め運署を以て左の権限を委任す。

一、野田醬油株式会社發送の郵便物受理に關する一切の権限

爭議團は會社が數回發表したる聲明書に對し「吾等に對する會社の惡意傳を二蹴す」なる長文の反駁聲明書を發表した。

九 日 丸三運送店は従業員秋葉巳之助氏外九名及び野田運輸株式会社船夫相田常二氏外一〇名計二一名の爭議參加者を解雇することに決し本日夫々通達した。

十日 爭議團に於ては關東釀造勞働組合理事會を召集協議の結果、今後爭議が十二月以後に永引く場合は關東釀造勞働組合各支部より戰闘資金の援助を受くべく決定した。尙本日は晝夜二回に亘り野田劇場に於て家族慰安會を開催した。

爭議團は丸三運送店及野田醬油會社の解雇辭令全部を取纏め會社に返戻すべく丸三運送店に對しては高橋卯吉氏外三名、野田運輸會社に對しては小林豐吉氏外一名を代表として夫々會社を訪問し解雇の事由を詰問し會社側が只單に會社の都合に依る旨答へたる爲め解雇辭令を置き去り退去したが、爭議團に於ては丸三運送店が請負制度なるを奇貨とし被解雇者等依然出動作業に従事せしめた。

野田居住コンクリート製造業下田助四郎氏は本爭議發生以來盛に勞資双方の間を奔走中の處、爭議調停案を作成し調停の瀕路を爲すべく本日會社に調停を申込みたるに拒絶された。